

災害時における安否不明者・死者の氏名等の公表方針

令和6年3月22日
島根県防災危機管理課

1. 公表の趣旨

安否不明者は個人情報保護法の保護対象だが、大規模な災害が発生した場合において、要救助者を早期に特定し、救助・捜索活動の効率化・円滑化を図るために、その氏名等を公表する。

また、災害応急対策を優先しながら、被害の状況を具体的に後世に残し、今後の災害予防に役立てるために、遺族等の気持ちに配慮した上で、死者の氏名等を公表する。

2. 公表の基準

公表は、島根県災害対策本部が設置された災害において、災害状況を踏まえて、知事が必要があると判断した場合に行う。

3. 公表の対象

(1) 安否不明者

- ・公表の対象とする安否不明者とは、当該災害により被災した蓋然性が高く、所在不明な者をいい、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者）を含む。
- ・公表は、所在情報を秘匿すべき事情がないことを確認できたものに行う。

(2) 死者

- ・公表の対象とする死者とは、消防庁災害報告取扱要領により「当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者」として報告した者をいう。
- ・公表は、所在情報を秘匿すべき事情がないことを確認できたもので、かつ、遺族等の同意があるものに行う。

4. 公表する情報

(1) 安否不明者

氏名（よみがな）、住所（町丁・大字まで）、性別、年齢（又は年代）

(2) 死者

氏名、住所（市町村名まで）、性別、年齢、死因

5. 公表の方法

公表は、県ホームページ「災害・緊急情報」への掲載、報道機関への資料提供により行う。

6. 公表の役割分担

- (1) 市町村 対象者リストの作成
所在情報の秘匿事情（住民基本台帳の閲覧制限等）の確認
安否情報の集約
遺族等の同意確認
- (2) 県警本部 所在情報の秘匿事情の確認
- (3) 県防災部 安否不明者・死者の氏名等の公表

8. その他

この公表方針は、市町村及び県警本部が独自に公表することを妨げるものではない。